令和2年5月1日 告示第120号

(目的)

- 第1条 この告示は、災害等で住宅を失い住宅に困窮している市民(以下「被災者」という。)に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、一時的な市営住宅の使用(以下「一時使用」という。)を認めることにより、被災者に当面の生活の場を提供するとともに、精神的及び時間的ゆとりを確保し生活基盤の立て直しに寄与することを目的とする。
- 第2条 この告示において「災害等」とは、火災、地震、風水害等及びこれらに準ずる事態として市 長が特に認めるものをいう。

(許可の要件)

- 第3条 一時使用は、市営住宅に空き家があり、次の各号のいずれにも該当する被災者に対し許可することができる。
 - (1) 災害等の発生時において市内に住所を有する世帯であること。
 - (2) 他に居住する場所を確保できないこと。
 - (3) 災害等により住居を失ったことの確認ができること。
 - (4) 被災者及び同居を希望する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(許可の申請)

- 第4条 一時使用の許可を受けようとする被災者は、災害等による市営住宅の一時使用許可申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
 - (1) 入居を希望する者全員の住民票の写し
 - (2) 災害等により住居を失ったことの確認ができる書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(一時使用の許可)

- 第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに審査し、適当と認めるときは、災害等による 市営住宅の一時使用許可書(様式第2号)を交付し、市営住宅の一時使用を許可するものとする。
- 2 市長は、前項の許可に際し必要な条件を付すことができる。

(一時使用の期間)

- 第6条 一時使用の期間は、3月とする。ただし、やむを得ない理由により市長が必要と認める場合は、当初の一時使用の期間を含めて1年を限度として期間を延長することができる。
- 2 前項に規定する期間の延長を希望する被災者は、災害等による市営住宅の一時使用期間延長許可申請書(様式第3号)に、被災者及び同居者のうち所得を有する者全員の所得金額を証明する書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があったときは、速やかに審査し、適当と認めるときは、災害等による市営 住宅の一時使用期間延長許可書(様式第4号)を交付し、期間の延長を許可するものとする。 (使用料)
- 第7条 一時使用に係る市営住宅の使用料(以下「住宅使用料」という。)は、桑名市行政財産目的 外使用料条例(平成24年桑名市条例第7号)第5条第2号の規定により、免除する。ただし、前条 第3項の規定により延長された期間の住宅使用料については、桑名市営住宅管理条例(平成19年桑 名市条例第36号)第14条の規定を準用して算出した額とする。
- 2 電気、ガス、水道及び下水道の使用料については、使用者が負担するものとする。 (保管義務等)
- 第8条 使用者は、一時使用の許可を受けた市営住宅及び附属設備を使用するときは必要な注意を払い、これらを正常な状態に維持しなければならない。

(明渡し)

- 第9条 市長は、一時使用の許可の期間中であっても、次の各号いずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、市営住宅の明渡しを請求することができる。
 - (1) 許可の条件を遵守しないとき。

(2) その他市長が必要と認めたとき。

(明渡し時の修繕等)

第10条 明渡し時の修繕及び原状回復に係る費用は免除する。ただし、使用者が故意又は過失により市営住宅若しくは附属設備を滅失し、又は損傷したときは、市長の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

(宛先) 桑名市長

(申請者)

住 所

氏 名電話番号

災害等による市営住宅の一時使用許可申請書

市営住宅の一時使用に係る許可を受けたいので、桑名市災害等による市営住宅の一時使用に関する 要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 入居を希望する者

1 八川で加玉する中				
ふりがな	结 瓳	生 年	В П	勤務先名又は学校名
氏 名	N9L 111	工中	лн	
	申請者			
	本 人			

2	申請理由	

備考

- 1 入居を希望する者全員の住民票の写しを添付すること。
- 2 災害等により住居を失ったことの確認ができる書類を添付すること。
- 3 その他市長が必要と認める書類を添付すること。

第 号 年 月 日

様

桑名市長 印

災害等による市営住宅の一時使用許可書

年 月 日付けで申請のありました災害等による市営住宅の一時使用許可申請について、 桑名市災害等による市営住宅の一時使用に関する要綱第5条第1項の規定により下記のとおり許可します。

記

災害等による一時使用を許可する市営住宅 住宅 号室

災害等による一時使用を許可する期間年 月 日から年 月 日まで

備考

- 1 災害等による一時使用の住宅使用料は免除する。
- 2 明渡し時の修繕及び原状回復に係る費用は免除する。ただし、使用者が故意又は過失により住宅若しくは附属設備を滅失し、又は損傷したときは、市長の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 3 その他市営住宅の使用条件については、桑名市営住宅管理条例及び桑名市営住宅管理条例施行 規則(平成16年桑名市規則第143号)に準ずる。

(宛先) 桑名市長

(申請者)

住 所 氏 名

電話番号

災害等による市営住宅の一時使用期間延長許可申請書

市営住宅の一時使用の期間延長に係る許可を受けたいので、桑名市災害等による市営住宅の一時使 用に関する要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

延長を必要とする理由		

備考 申請者及び同居者のうち所得を有する者全員の所得金額を証明する書類 (所得課税証明書等) を添付すること。

第 号 年 月 日

様

桑名市長印

災害等による市営住宅の一時使用期間延長許可書

年 月 日付けで申請のありました災害等による市営住宅の一時使用期間延長許可申請について、桑名市災害等による市営住宅の一時使用に関する要綱第6条第3項の規定により下記のとおり許可します。

記

災害等による一時使用期間延長を許可する市営住宅 住宅 号室

災害等による一時使用期間延長を許可する期間 年 月 日から

年 月 日まで

備考

- 1 住宅使用料は、桑名市営住宅管理条例第14条の規定を準用して算出した額とする。
- 2 住宅使用料は、毎月末までに指定された納付書にて納めること。
- 3 明渡し時の修繕及び原状回復に係る費用は免除する。ただし、使用者が故意又は過失により住宅若しくは附属設備を滅失し、又は損傷したときは、市長の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 4 その他市営住宅の使用条件については、桑名市営住宅管理条例及び桑名市営住宅管理条例施行 規則に準ずる。

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第6条関係)